

1 計画見直しの背景と趣旨

(1) 中間見直しの背景

平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、平成 27 年 3 月に「すべての子どもへ質の高い教育・保育の提供と子育て支援の充実」を図ることを目指して「東大阪市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の計画としており、国が定める基本的な指針において中間年である平成 29 年度を目安として、計画と実績に乖離がある場合は見直しが必要とされています。本市では、当初計画策定時から現在に至るまでの就学前児童の学校教育・保育の利用者数、待機児童数の実績値を鑑み、より現状に即した子ども・子育て支援体制の確保を図るため、計画の中間年に中間見直しを実施することにしました。

(2) 当初計画の基本理念の継承

今回の事業計画中間見直しにおいては、当初計画の基本理念である『すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪』を継承し、引き続き、「すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供と子育て支援の充実」の実現を目指して、当初計画の施策である「幼児期における質の高い学校教育・保育の提供」「待機児童の解消」「在宅での子育て支援の拡充」に取り組みます。

(3) 計画期間

子ども・子育て支援事業計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間です。「別冊」には、平成 29 年度に実施した事業計画の中間見直しによる、平成 30 年度、平成 31 年度の計画の変更部分を掲載します。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第 2 次東大阪市次世代育成支援行動計画（前期計画）				
東大阪市子ども・子育て支援事業計画				
		見直し	「別冊」	

(4) 量の見直しと確保方策の見直し方法について

計画の見直しにおいては、現行事業計画に記載の人口推計値等を、直近のデータを踏まえて再算出しました。また、量の見込みを見直す際に必要となる市民ニーズを算出するため、「子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに関するアンケート調査」を平成 29 年度に実施しました。

新たに算出された量の見込みをもとに、今後の確保方策の見直しを行います。

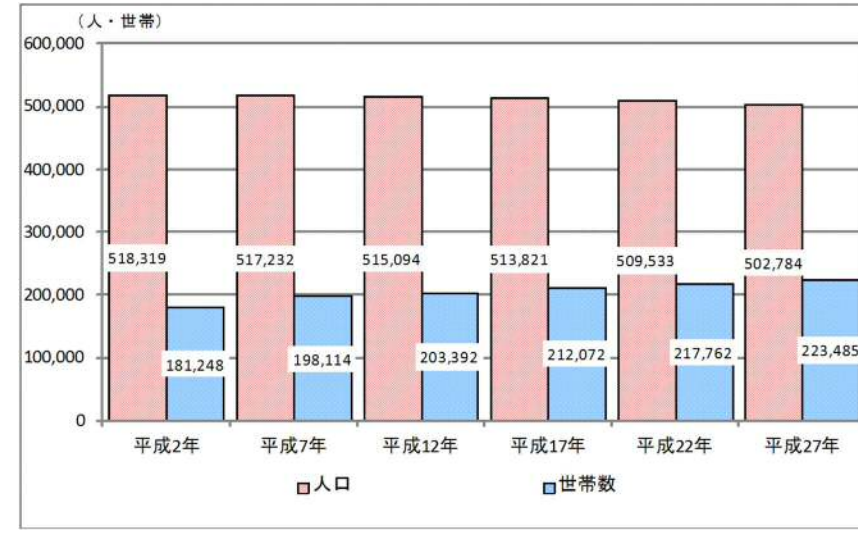
見直しの対象となる事業は、施設整備等により待機児童は着実に減少しているものの、平成 29 年度においても待機児童、未入所児童がいることから「就学前児童の学校教育・保育の提供体制」について見直します。また、当初計画の際にも大きなニーズ量が見られた「一時預かり事業」についても見直しを実施します。

2 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について

(1) 東大阪市の現状

■東大阪市の総人口

平成 27 年の国勢調査では、東大阪市の総人口は 502,784 人、世帯数は 223,485 世帯となっています。平成 2 年から推移をみると、総人口は減少傾向となっていますが、世帯数は増加しています。



(2) 就労について

■女性の就労状況

アンケート調査の結果から、母親の就業状況を見ると当初計画と比較してフルタイムで就労している方が 7.3%増加し、パート・アルバイト等で就労している方は、1.5%増加しています。子育て世帯において働く女性が 증가していることから、保育の利用を希望する方が増加傾向にあります。

	当初計画	今回調査	増加
フルタイムで就労している（育休・介護休暇中を含む）	22.1%	29.4%	7.3%
パート・アルバイト等で就労している（育休・介護休暇中を含む）	22.6%	24.1%	1.5%
合計	44.7%	53.5%	8.8%

■母親が就労を希望する子どもの年齢の状況

就労していない母親が、就労を開始したいと考える子どもの年齢は、当初計画時と比較して 3 歳で 12.9%、2 歳児で 2.3%増加しています。それに反して、6 歳以上からの就労を希望する割合は 14.1%減少しており、子どもが就学前の時期に働きたい方が増えています。

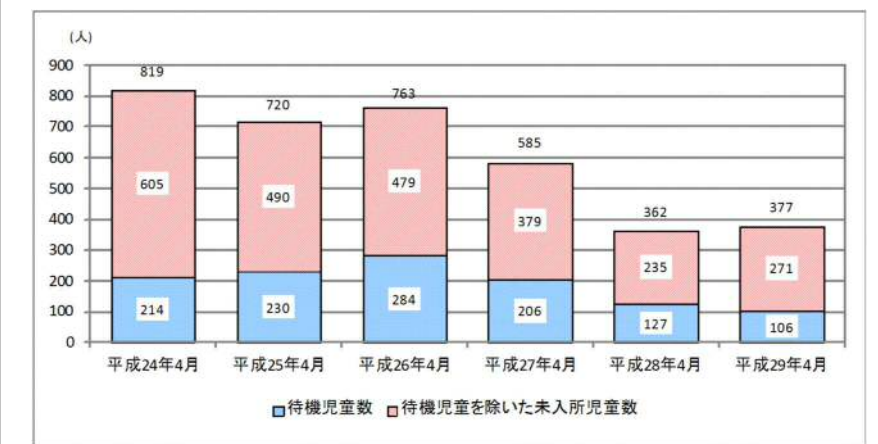
年齢	当初計画	今回調査	増加
1 歳	2.9%	3.7%	0.8%
2 歳	3.2%	5.5%	2.3%
3 歳	21.4%	34.3%	12.9%
4 歳	15.4%	15.7%	0.3%
5 歳	4.7%	5.9%	1.2%
6 歳以上	46.9%	32.8%	▲14.1%

■就学前児童数および待機児童数

就学前児童数は、平成 25 年の 23,694 人から年々減少し、平成 29 年には 21,394 人となっています。

待機児童数は、平成 26 年度まで増加傾向にあり 284 人となりましたが、平成 27 年度以降は減少傾向にあり、平成 29 年 4 月で 106 人となりました。待機児童の年齢別の傾向としては、ほとんどが 0～2 歳児となっております。また、未入所児童は、平成 28 年度まで減少していましたが、平成 29 年度には増加に転じ 377 人となっています。要因としては、社会経済情勢の変化を受けて、就労を希望する保護者が増加したことが考えられます。

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
就学前児童数（0 歳～5 歳）	23,694	23,119	22,620	21,969	21,394



(3) 就学前児童の学校教育・保育施設の変遷

■就学前児童の学校教育・保育施設の推移

民間施設から幼保連携型認定こども園への移行は、子ども・子育て支援新制度が施行された平成 27 年度から平成 30 年度の 4 年間で、幼稚園から 10 園、保育所から 25 園が移行しています。また、幼稚園型認定こども園は、幼稚園から 3 園が移行しています。

小規模保育施設は、平成 30 年度で 18 園となります。公立施設は、公立の再編整備計画に基づき、幼保連携型認定こども園 2 園、幼稚園型認定こども園 1 園を整備しました。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
民間	幼保連携型認定こども園	—	11	22	32
	幼稚園型認定こども園	—	2	2	3
	保育所	54	45	38	31
	幼稚園	22	18	14	10
	小規模保育施設	—	5	15	17
公立	幼保連携型認定こども園	—	—	—	2
	幼稚園型認定こども園	—	—	—	1
	保育所	12	12	12	10
幼稚園	19	19	19	9	

3 事業計画の具体的な取り組み

(1) 必要見込み量算出について

①需要量の算出方法の概要

中間見直しの対象事業の需要量を算出するにあたって、アンケート調査を踏まえ、国の手引き書・ワークシートに基づいて家族ごとの潜在的なニーズや市の実情を勘案しています。

中間見直しの対象事業は次のとおりです。

■ 中間見直しの対象事業

施設・事業	
教育・保育	1号認定（教育標準時間認定） 2号認定（保育認定①（幼稚園）・保育認定②） 3号認定（保育認定③）
地域子ども・子育て支援事業	一時預かり事業（一般型（就労型・リフレッシュ型））

②地域子ども子育て支援事業の需要量及び、確保方策の見直しについて

●一時預かり事業

【確保方策の考え方】

- ・新たに整備する民間保育所で一時預かりを実施します。
- ・新たに開設する公立認定こども園で一時預かりを実施します。
- ・小規模保育施設で余裕活用型の一時的預かりを実施します。
- ・つどいの広場で一時預かりを実施します。
- ・既存の認定こども園、保育園で受入数の拡充に努めます。



■見直し後の一般型の必要見込み量と確保方策*3

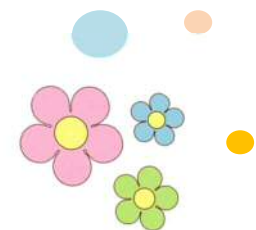
(単位：人日)

	見直し後	
	平成30年度	平成31年度
子育て支援センター	—	—
公立幼稚園	—	—
認定こども園	11,520	18,720
民間保育園	10,080	21,600
公立認定こども園	2,880	4,320
民間幼稚園	—	—
その他の施設	1,728	1,728
公立保育所	—	—
合計	26,208	46,368

■見直し後の一般型の必要見込み量と確保方策

(単位：人日、人)

		平成30年度	平成31年度
		2号認定による定期的な利用（人日）*5	226,305
需要量	上記以外（預かり保育と2号認定による定期的な利用以外）（人日）	79,754	78,696
現在の供給量（上記以外のみ）（人日）			33,710
必要見込み量	人日	▲46,044	▲44,986
	人*6	▲319	▲312
確保方策	一時預かり事業（在園児対象型を除く）（人日）*7	26,208	46,368



(2) 就学前児童の学校教育・保育について

①就学前児童の学校教育・需要量と現状の供給量

需要量の傾向としては、当初計画と比較して0歳は、ほぼ横ばい、1・2歳は、大きく増えており、平成31年度で551人増となっています。また、1号認定は減少傾向にありますが、2号認定は、平成31年度で406人増となっています。

今回実施したアンケート調査では、前回調査と比べ、フルタイム勤務の割合が増加していることや、「母親が就労を希望する子どもの年齢の状況」では、2・3歳での就労希望率が高くなっていることから、保育の利用希望が増加していることが分かります。また、認定こども園や小規模保育施設が利用者に広く浸透したことにより、保育の利用希望が増加したことで、1号認定の需要量が当初計画に比べて減少しています。

この必要見込み量を充足させるために、平成30年度および平成31年度の確保方策を見直しました。

【確保方策の考え方】

- ・新たな認可保育園を整備します。
- ・公立幼稚園の認定こども園移行により、小規模保育施設拡充の障壁のひとつとなっている卒園後の連携先確保を実現することで、小規模保育施設の整備を図ります。
- ・幼稚園から認定こども園への移行を希望する場合は、引き続き円滑に移行ができるように支援をまいります。

なお、平成31年度の確保方策は、小規模保育施設の卒園後の連携先確保に取り組み、認可保育園に代えて、小規模保育施設による供給量の確保ができるよう検討をまいります。

■当初計画と見直し後の需要量の比較

(単位：人)

	3～5歳の内			3号	3号
	1号	2号	2号（幼稚園）*1	（0歳）	（1・2歳児）
当初計画	5,817	4,222	797	688	2,446
中間見直し後	3,823	4,341	1,084	688	2,997
増減	▲1,994	119	287	0	551

■見直し後の就学前児童の学校教育・保育施設の需要量及び確保方策

(単位：人)

	3～5歳の内			3号	3号	
	1号	2号	2号（幼稚園）*1	（0歳）	（1・2歳）	
平成30年度	I. 需要量	3,900	4,430	1,107	696	3,047
	II. 現在の供給量	6,415		5,067	646	2,664
	III. 必要見込み量	2,515		▲470	▲50	▲383
	IV. 認定こども園	▲20		20	—	6
	認可保育園	—		180	30	90
平成31年度	I. 需要量	3,823	4,341	1,084	688	2,997
	II. 現在の供給量	6,415		5,067	646	2,664
	III. 必要見込み量	2,592		▲358	▲42	▲333
	IV. 認定こども園	▲86		86	—	6
	認可保育園	—		288	48	144
確保方策	小規模保育施設	—		—	10	28
	民間拡充*2	—		343	89	329
	合計	▲20		543	129	453
	小規模保育施設	—		—	10	28
	民間拡充*2	—		343	89	329
合計	▲86		717	147	507	

■認定区別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策

	3号		
	0歳	1・2歳	3歳～5歳
①需要量（平成31年度）	688人	2,997人	5,425人
②確保方策による施設整備後の供給量	793人	3,171人	5,784人
③必要見込み量（②-①）	105人	174人	359人
④公立再編整備による増減（保育所分）*4	▲40人	▲130人	▲280人
⑤必要見込み量・確保方策・公立再編整備による需給調整数の合計（③+④）	65人	44人	79人

■3号認定の確保施設数*3

施設数	平成30年度		平成31年度	
	小規模保育	認可保育園	小規模保育	認可保育園
施設数	2箇所	4箇所	2箇所	7箇所

■2号認定の確保施設数*3

施設数	平成30年度		平成31年度	
	認定こども園	認可保育園	認定こども園	認可保育園
施設数	1箇所	4箇所	3箇所	7箇所

4 今後の展望について

(1) 保育需要量

女性の社会進出にともない本市の保育需要量はさらに増える見込まれています。加えて、幼児教育と保育の無償化や配偶者控除の見直しも今後予定されることから、より一層の保育需要の喚起が予想されます。少子化の影響なども考慮して今後の保育需要の変化を注視し、既存施設の受け入れ体制を拡充していくような工夫も必要となります。

(2) 就学前児童の学校教育・保育に携わる人員の確保策

保育士等（保育教諭、保育士）の不足は全国的な流れとなっており、保育士等の確保については様々な確保策が行われています。東大阪市においても、以下に挙げているような様々な支援を行っており、子育て支援員の養成にも努めていますが、現状では保育士等の不足の解消にはほど遠い状況となっています。他市の取り組み状況を把握し、国の保育士確保事業の活用等を検討する中で、保育士等の確保について積極的な取り組みを進めてまいります。

(3) 学校教育・保育の質の確保

東大阪市では、新制度施行以降、認定こども園や小規模保育施設の施設整備を進めてきました。また、最近では、企業主導型保育事業が導入され、市としては認可外保育施設の数も大幅に伸びてきています。

このような中で子どもがよりよく育つため、保育の質を確保できるよう、巡回保育士による施設のフォローなどを通して、保護者が安心して子どもを預けることができる環境づくりが求められます。

【本市の保育士等確保の取り組み】

- ★ 保育士等人材マッチング事業
- ★ 子育て支援員養成研修の実施
- ★ 保育士等に対する市独自の人件費手当ての支給



*1 保育の必要があり、かつ、幼児期の学校教育の利用希望が高い人
 *2 民間拡充は、企業主導型保育事業を含む民間保育施設の入人数拡充です。認可保育園の整備は、2か年事業になります。（例：平成30年度整備分は、平成32年4月開園となります）
 *3 平成31年度の確保施設数は、前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量を示しています。
 *4 公立再編整備による増減は、公立再編整備により変動する、公立施設における現在の認可定員からの加減量
 *5 2号認定は教育・保育施設で対応するため必要見込み量には影響しません。2号認定による定期的な利用とは、現在、幼稚園を利用されている方で長時間の預かりを必要とする方です。
 *6 一般型の一時的預かりについては週3日程度の利用を想定しています。
 *7 平成31年度の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。